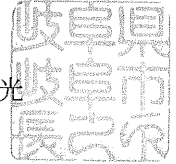


岐阜市福障第1184号

平成25年1月18日

地域活動支援センター設置者 様

岐阜市長 細江 茂光



岐阜市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）により改正されました障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第80条第1項において、市（中核市）は、条例で基準を定めることとされています。

このため、本市は、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「省令」という。）に応じて岐阜市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号。以下「条例」という。）を公布し、平成25年4月1日から施行します。

条例各条の趣旨は下記のとおりです。市の独自基準により省令とは異なるところがありますので今後の事業運営にご留意をお願いします。

記

1 条例と省令との対照

別表を確認願います。

2 条例各条の解釈について

別表の「独自基準を規定するもの」欄において○印が付されている条については、以下によることとし、これら以外は次項に掲げる国の通知の例によるものとします。

(1) 暴力団の排除（第3条）

この規定の趣旨は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と地域活動支援センターが協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、センターを設置する法人の役員、センターの管理者をはじめとするセンターの運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならないこととします。

したがって、貴センターにおいて該当する者がいないか等点検されますとともに、今後の運営にあたり十分ご留意ください。

(2) 運営規程（第4条第8号）

第4条第8号に、本市独自の基準として、運営規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を盛り込むことを規定します。この規定の趣旨は、運営規程が、地域活動支援センター利用時の条件や留意事項等を、当該センターの利用希望者等に対して予め示すもので、センターの選択時には欠くことのできない重要な情報の一つであることを考慮し、これらの利用者等の権利を擁護するため特に重要な事項を運営規程に定めることとするものです。

したがいまして、貴事業所の運営規程において、別の条に規定する苦情解決（第18条）を遵守していく上で必要な事項が定められているかどうかを点検されますとともに、定められていない場合は、速やかに定めてください。

(3) 非常災害対策等（第5条第3項）

第5条第3項に本市独自の基準として、風水害、地震等に備えた岐阜市地域防災計画への協力に努めることを規定します。

この規定の趣旨は、災害時における施設の被災状況等を市へ報告することや二次避難所として災害時要援護者を受け入れる旨の協定を市と結ぶこと等、市と地域活動支援センターの設置者が協働することにより、岐阜市地域防災計画の推進を図るものです。

なお、本市は地域防災計画を毎年策定していますので、岐阜市ホームページ等で最新の内容を確認してください。

3 条例の解釈として準用する国の通知

- ・障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準について（平成20年3月31日付け障発第0331012号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

なお、この通知のほか、国から発出されている又は今後発出される省令に関連する通知等については、独自基準による部分を除き地域活動支援センターの設置者に対する指導及び監督の基準としますのでご留意くださいますようお願い致します。

別表 岐阜市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
と省令の対照

条例	省令	独自基準※を規定するもの
第1条 (趣旨)	—	
第2条 (基本方針)	第2条	
第3条 (暴力団の排除)	—	○
第4条 (運営規程)	第3条	○(第8号)
第5条 (非常災害対策)	第4条	○(第3項)
第6条 (サービスの提供の記録)	第5条	
第7条 (記録の整備)	第6条	
第8条 (規模)	第7条	
第9条 (設備の基準)	第8条	
第10条 (職員の配置の基準)	第9条	
第11条 (従たる事業所を設置する場合における特例)	第9条の2	
第12条 (利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)	第10条	
第13条 (生産活動)	第11条	
第14条 (工賃の支払)	第12条	
第15条 (定員の遵守)	第13条	
第16条 (衛生管理等)	第14条	
第17条 (秘密保持等)	第15条	
第18条 (苦情解決)	第16条	
第19条 (事故発生時の対応)	第17条	
第20条 (委任)	—	

※「独自基準」とは、省令には規定されていない基準又は省令とは異なる基準を本市が独自に定めたもの